

旅館業の手続きについて

令和5年12月改訂版

変更の手続き

許可を取得して以降、申請事項に変更があった場合は、10日以内に旅館業営業許可申請書記載事項変更届と必要な書類を保健福祉事務所に提出する必要があります。

提出書類 … 旅館業営業許可申請書記載事項変更届 及び 次の書類

変更事項		必要書類
営業者の住所の変更 (法人の住所) (個人営業の場合は営業者の住所の変更)		法人の場合は、 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） を確認させていただきます。 (確認後に返却します。) ※ 営業者が別の人になる場合（個人から法人、法人から個人への変更を含む）は、建物の構造に変更がなくても現在の許可を廃止して、新しい営業者が許可をとる必要があります。
営業者の氏名の変更（同一人の場合※） (法人の名称) (個人営業の場合は結婚等による氏名の変更)		
代表者の変更（法人のみ）		
施設の名称の変更		
施設の構造設備の変更 (例) <ul style="list-style-type: none">・ 客室や浴室の増改築・ 温泉貯湯槽やろ過器の新設交換 等		変更後の状態が構造設備基準に適合する必要があるため、 着工前に変更内容が分かる図面を持参して窓口に来所してください。 なお、大規模な変更の場合には、許可を取り直す必要がある場合もあります。
【施設の構造設備の変更】 変更の内容に応じて、さらに右記の書類をご提出ください。	変更箇所	書類
	共通	変更の詳細
	共通	変更に係る新旧の図面
	客室	客室の内法面積がわかる図面
	入浴設備	入浴設備の調査票 配管系統図 ろ過器の仕様書(ろ材、処理能力が分かるもの) 浴槽容量算定図 水質検査成績書の写し(原本確認をします)
フロント	フロント代替設備調査票	

停止・廃止の手続き

(1) 停止の場合

一定期間、休業する場合は、休業したときから10日以内に届け出てください。

※ 営業を再開する際は、営業施設の点検・清掃等の衛生面に注意すること。

(2) 廃止の場合

旅館業の営業を廃止する場合は、廃止したときから10日以内に届け出てください。

提出書類 … 旅館業営業停止（廃止）届

承継の手続き

次の場合は、旅館業営業承継承認を受けることにより営業を引き継ぐことができます。詳細は直接、保健福祉事務所にご相談ください。

事業譲渡：申請の時期は、譲渡契約書等の締結後、当事者間の事業譲渡の意思、事業譲渡の事実内容及び事業譲渡の効力発生日が確定した後、**効力発生日の前**でなければなりません。

事業譲渡の効力が事業譲渡の承認申請より前に発生する場合は、新規申請扱いとなります。

相続：申請の時期は、**被相続人の死亡後 60 日以内**です。

これを過ぎると新規申請扱いとなります。

なお、60 日以内であっても新規の許可又は承認のいずれかを選択することができます。

合併：申請の時期は、合併契約書の締結後等合併当事者の合併の意思と合併の内容が確定した後、**合併登記前**でなければなりません。

なお、合併登記後は、新規申請扱いとなります。

分割：申請の時期は、分割が確定した後、**分割の登記前**でなければなりません。

なお、分割登記後は、新規申請扱いとなります。

※ 事業譲渡、合併及び分割で、かつ営業施設が学校等の敷地からおおむね 100 メートル以内の距離にある場合には、承継を承認するまで一か月以上要することがあります。譲渡日や登記のタイミングとの調整が必要になりますので、お早めにご相談ください。

1 申請必要書類

No	書類	譲渡業	相続	合併	分割
1	営業譲渡承継承認申請書又は営業合併(分割、相続)承継承認申請書	○	○	○	○
2	営業施設の付近の見取図 ※1	○	○	○	○
3	譲渡を証する書類（譲渡契約書等）	○			
4	戸籍謄本（相続人がわかるもの） ※2		○		
5	旅館業営業者相続同意証明書 ※3		○		
6	定款又は寄附行為の写し ※4	○		○	○
7	合併契約書、株主総会議事録等合併予定日を明らかにする書類			○	
8	新設分割は分割計画書、吸収分割は分割契約書				○

※1 縮尺 1/3000 以上の地図に施設の敷地境界から半径 100mと 200mの円を描き、縮尺を記入したもの。

200m以内に学校、公園等(法第3条第3項に規定する施設)がある場合は施設との距離が明確に記入されていることが必要です。

※2 被相続人の出生から死亡までの事実を証するもので、相続人全員が把握できるもの。

必要に応じて、除籍 謄本や改製原戸籍などで補完してください。

※3 相続人となりうる者全員の同意に関する記名が必要です。

※4 事業譲渡の場合、譲受人にあたる法人のもの。合併の場合、合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人のもの。

※5 事業譲渡の場合、施設の平面図や設備の配置図を求めることがあります。

2 手数料 7, 430 円

3 その他 事業譲渡、合併又は分割による承継の場合は、登記後、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）等を提示してください。

各様式は保健福祉事務所環境衛生課のホーム

ページで入手できます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m7k/kankyo/p1102851.html>

問合せ先

神奈川県小田原保健福祉事務所 環境衛生課

電話 0465-32-8000（内線 3272～3274）

FAX 0465-32-8138